

阿倍野区における地域福祉活動の支援にかかる連携会議設置要綱

1 目 的

地域福祉活動の支援にかかる連携協定書（以下、協定書）に基づき、阿倍野区役所（以下、区役所）と社会福祉法人大阪市阿倍野区福祉協議会（以下、区社協）が、協定書第1条に掲げる目的を達成するため、阿倍野区における地域福祉活動の支援にかかる連携会議（以下、連携会議）を開催して、区役所と区社協が相互に連携、協働して阿倍野区における地域福祉の推進に資することとする。

2 会 議

連携会議の座長は、阿倍野区保健福祉センター長とし、連携会議は、座長が招集する。ただし、座長に事故がある場合や緊急事案への対応などの際には、保健福祉課長が座長代行として、連携会議を招集し、開催することができる。

連携会議では、区役所と区社協が協定書第2条に掲げる役割を果たすため、情報共有、連絡調整及び意見交換を行うものとする。

3 構成メンバー

構成メンバーは、保健福祉課各担当および区社協とする。

座長は、案件等の状況により、区役所関係課の職員等や区社協の指名するメンバーに出席を求めることができる。

4 その他

この要綱に疑義が生じた場合は、区長の判断により処理するものとする。

（附 則）

この規定は、平成26年5月1日から施行する。